

自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、2025年3月末からバーゼルⅢ最終化を適用し、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項

1. 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	40,967	42,109
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	34,197	35,339
うち、自己株式の額 (△)	—	—
うち、社外流出予定額 (△)	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	38	82
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	38	82
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	457	502
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	457	502
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	41,463	42,694
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	381	312
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	381	312
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	381	312
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	41,082	42,381
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	495,941	466,950
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△ 8,092
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー	—	△ 280
うち、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー	—	△ 7,331
うち、オフバランス取引の与信相当額に関するもの	—	△ 480
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,314	22,336
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	518,255	489,287
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)÷(ニ))	7.92	8.66

2. 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	40,293	41,408
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	33,524	34,639
うち、自己株式の額(△)	—	—
うち、社外流出予定額(△)	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	443	486
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	443	486
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	40,737	41,895
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	388	317
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	388	317
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	388	317
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	40,349	41,578
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	495,538	465,011
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△ 8,204
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー	—	△ 280
うち、株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー	—	△ 7,443
うち、オフ・バランス取引の与信相当額に関するもの	—	△ 480
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,879	22,042
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	517,418	487,053
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	7.79	8.53

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- (2) 連結グループに属する連結子会社は、次の2社です。
 - ・但銀ビジネスサービス株式会社(事務代行業務、不動産賃貸業務等)
 - ・但銀リース株式会社(リース業務等)
- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は定めておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

令和6年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	40,967百万円	－百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	40,293百万円	－百万円

令和7年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	42,109百万円	－百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	41,408百万円	－百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、金利リスク、価格変動リスクなど、リスクカテゴリー毎にリスクを計量化し、リスク量の合計と自己資本の額を対比することにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないように管理しております。

また、自己資本比率等を、自己資本の充実度に関する評価の基準としております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① 信用リスクとは

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

② 信用リスク管理の基本方針

当行では、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」を制定し、融資の小口分散を図り、特定の企業集団や特定の業種に偏らないポートフォリオの構築を目指すとともに、審査部門が「融資の審査・管理規準」等の規程に基づき、厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクを客観的かつ計量的に把握するため、信用リスクの計量化に取り組んでおり、計測した信用リスク量が配賦されたリスク資本内に収まるようモニタリングを行うとともに、定期的に取り締役会等に報告しております。

③ 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている「償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者にかかる債権及びそれと同等の状況にある債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

全ての債権は、「自己査定基準」に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター(R & I)、(株)日本格付研究所(J C R)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)の3社を採用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) 信用リスク削減手法とは

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、次に掲げる担保、保証及び貸出金と預金との相殺が該当します。

・担保

当行が定める担保種類は、預金、公社債、株式、不動産、商業手形等があります。

・保証

当行が定める保証は、その保証者を、中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、一般事業会社、個人等に類型化しております。

(2) 信用リスク削減手法全般に関する方針及び管理

当行では、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。

信用リスク削減手法全般に関しては、「貸出事務取扱規程」に規定しており、標準的な担保・保証の種類、基本的な手続、担保の評価方法、定期的な担保実査ならびに評価洗替について定めております。

また、自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しており、有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金担保等を適格金融資産担保とし、当行が定める「貸出事務取扱規程」及び「自己資本比率算定基準」に基づき評価及び管理を行っております。

また、相殺契約下にある貸出金と自行預金は相殺し、相殺後の金額をエクスポージャー額としております。

(3) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中

信用リスク削減手法適用後の信用リスクの集中度合に関して、同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、ヘッジ目的として外国為替予約取引等の派生商品取引を行っております。

派生商品取引については、その取引相手先を限定するとともに、取引相手先ごとにカレント・エクスポージャー方式等により信用リスクを算出しております。

また、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

8. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

派生商品取引等について簡便法を採用しCVAリスクを算出しております。

(2) CVAリスクの特性およびCVAリスクに関するリスク管理体制の概要

CVAとは取引相手方の信用力を派生商品取引の評価額に反映させる価格調整のことであり、CVAリスクは信用リスクを反映したものであります。

当行では四半期ごとの自己資本比率の算出において、CVAリスクを算出し、その変動を確認しております。

なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定したうえ、各リスク所管部が専門的な立場からそれぞれのリスクについて把握・管理を行っております。

② オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止及び顕在化時における影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスクを洗い出し、リスクの発生状況について継続的なモニタリングを行うとともに、経営陣に対して定期的な報告を行っております。また、リスクの発生原因を分析し、改善策等を策定することにより、各リスク所管部がリスクの極小化を目指して改善活動に取り組んでおります。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記のオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施するほか、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」及び「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」等を定め、適切に管理しております。

(2) **ＢＩの算出方法**

自己資本比率告示第305条の規定に基づき、ＢＩを金利要素、役務要素、および金融商品要素の合計額として算出しています。

(3) **ＩＬＭの算出方法**

自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、ＩＬＭに1を用いております。

(4) **オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無該当ありません。**

(5) **オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。**

10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

株式等の価格変動リスクについては、債券と一体で資産間の相関を考慮したうえで、V a R (バリュー・アット・リスク)により計測しております。また、半期毎に取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してV a Rによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら株式等への投資を行っております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、不動産投資法人への出資及びこれに類する投資については、株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトを適用しております。

11. 金利リスクに関する事項

(1) **リスク管理の方針及び手続の概要**

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、A L Mの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

金利リスクはすべての金利感応資産・負債を対象として管理し、重要性を踏まえてリスク量を算出しております。

なお、連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。

金利リスクを適切にコントロールするため、半期毎に取締役会において、銀行全体のリスク許容限度額内で市場リスクの一つとして金利リスクに対するリスク限度額を決定し、定期的にリスク量を算出・管理のうえ、その範囲内で効率的な業務運営を行っております。

(2) **金利リスクの算定手法の概要**

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	・金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	・考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	・外貨については、重要性の観点より対象外としております。
スプレッドに関する前提	・割引率にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提	・内部モデルは使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	・金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	・自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。 ・内部管理として、総資産・総負債の5%程度を重要性の判断基準としております。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

現在、当行では市場リスクについて、リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、V a R、B P V (ベシス・ポイント・バリュー)、ギャップ分析、シミュレーション分析など業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しており、これらを当行の経営体力に見合うようコントロールするなど、リスク管理方法の高度化・厳格化に取り組んでおります。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額(注)

(単位:百万円)

項 目	令和6年3月期	
	連結	単体
信用リスク・アセット	19,837	19,821
資産(オン・バランス)項目	19,807	19,791
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機構向け	2	2
我が国の政府関係機関向け	1	1
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35	35
法人等向け	3,256	3,565
中小企業等向け及び個人向け	10,352	10,352
抵当権付住宅ローン	2,500	2,500
不動産取得等事業向け	2,010	2,010
三月以上延滞等	51	51
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	91	91
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
出資等	184	187
(うち出資等のエクスポージャー)	184	187
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
上記以外	1,266	938
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	160	160
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	184	186
(うち上記以外のエクスポージャー)	921	591
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(リスク・スルー方式)	54	54
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンドート方式)	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1250%)	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	28	28
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
短期の貿易関連偶発債務	0	0
特定の取引に係る偶発債務	0	0
(うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	—	—
N I F又はR U F	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	19	19
(うち借入金の保証)	19	19
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補填信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	7	7
派生商品取引	1	1
外為関連取引	0	0
金利関連取引	0	0
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	1	1
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	892	875
総所要自己資本額	20,730	20,696

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

(2) 信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月期			
	連結		単体	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
信用リスク・アセットの額の合計額	466,950	18,678	465,011	18,600
オン・バランスおよびオフ・バランス、派生商品取引、長期決済期間取引の合計	466,823	18,672	464,883	18,595
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	99	3	99	3
我が国の政府関係機関向け	33	1	33	1
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,266	130	3,266	130
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,330	53	1,330	53
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	90,367	3,614	98,082	3,923
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	67,697	2,707	67,697	2,707
うち、トランザクター向け	514	20	514	20
不動産関連向け	225,279	9,011	225,279	9,011
（うち自己居住用不動産等向け）	213,482	8,539	213,482	8,539
（うち賃貸用不動産向け）	2,950	118	2,950	118
（うち事業用不動産関連向け）	8,846	353	8,846	353
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,158	126	3,158	126
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,391	255	6,391	255
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,106	124	3,106	124
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	4,630	185	4,705	188
上記以外	61,355	2,454	51,626	2,065
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	32,089	1,283	32,089	1,283
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準行に限る。））	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準行に限る。））	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	29,266	1,170	19,536	781
証券化	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,434	57	1,434	57
（うちリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式））	1,434	57	1,434	57
（うちリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式））	—	—	—	—
（うちリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%））	—	—	—	—
（うちリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%））	—	—	—	—
（うちリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%））	—	—	—	—
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	127	5	127	5
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（標準的計測手法）	22,336	893	22,042	881
リスク・アセットの総額または総所要自己資本額	489,287	19,571	487,053	19,482

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月期	
	連結	単体
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	22,336	22,042
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	893	881
B I	14,890	14,695
B I C	1,786	1,763
I L M	1	1

(4) リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額

(単位:百万円)

項 目	令和7年3月期			
	連結		単体	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
信用リスク	466,823	18,672	464,883	18,595
C V Aリスク	127	5	127	5
オペレーショナル・リスク	22,336	893	22,042	881
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
合計	489,287	19,571	487,053	19,482

2. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)1.
		貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	
国内	1,325,895	958,212	135,492	128	2,222
海外	—	—	—	—	—
地域別合計	1,325,895	958,212	135,492	128	2,222
製造業	43,509	42,405	1,104	—	175
農業、林業	1,275	1,225	50	—	3
漁業	455	455	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	210	210	—	—	—
建設業	45,415	45,165	250	—	313
電気・ガス・熱供給・水道業	2,188	2,188	—	—	—
情報通信業	2,434	2,434	—	—	—
運輸業、郵便業	11,926	10,125	1,800	—	83
卸売業、小売業	53,714	52,913	800	—	113
金融業、保険業	26,566	19,595	3,398	128	—
不動産業、物品賃貸業	53,026	52,976	50	—	196
宿泊業、飲食サービス業	14,697	14,237	460	—	131
学術研究、専門・技術サービス業	9,931	9,680	250	—	1
生活関連サービス業、娯楽業	7,192	7,192	—	—	—
教育、学習支援業	3,319	3,319	—	—	—
医療、福祉	56,140	56,140	—	—	127
サービス業	17,447	17,397	50	—	10
地方公共団体	306,301	179,023	127,277	—	—
その他	670,142	441,525	—	0	1,065
業種別合計	1,325,895	958,212	135,492	128	2,222
1年以下	155,423	143,245	8,719	13	—
1年超3年以下	49,160	30,585	18,559	15	—
3年超5年以下	82,192	46,914	35,277	—	—
5年超7年以下	113,203	83,442	29,730	30	—
7年超10年以下	93,351	84,970	8,369	11	—
10年超	596,275	561,381	34,836	58	—
期間の定めのないもの	236,289	7,672	—	—	—
残存期間別合計	1,325,895	958,212	135,492	128	—

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				延滞 エクスポージャー (注)2.
		貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	
国内	1,306,200	964,728	165,285	411	15,720
海外	—	—	—	—	—
地域別合計	1,306,200	964,728	165,285	411	15,720
製造業	40,295	37,676	1,090	—	1,523
農業、林業	1,220	1,140	50	—	29
漁業	410	409	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	186	186	—	—	—
建設業	45,567	44,269	200	—	1,098
電気・ガス・熱供給・水道業	3,102	2,571	503	—	26
情報通信業	2,746	2,226	502	—	17
運輸業、郵便業	10,636	9,091	1,300	—	244
卸売業、小売業	51,455	48,490	750	—	2,183
金融業、保険業	47,617	28,129	15,616	385	8
不動産業、物品賃貸業	56,107	54,405	999	—	702
宿泊業、飲食サービス業	14,718	13,534	460	—	723
学術研究、専門・技術サービス業	9,245	8,871	250	—	123
生活関連サービス業、娯楽業	7,026	6,420	—	—	606
教育、学習支援業	3,559	3,454	—	—	105
医療、福祉	55,579	54,797	—	—	782
サービス業	17,890	17,628	50	—	211
地方公共団体	326,484	182,973	143,510	—	—
その他	612,350	448,452	—	25	7,331
業種別合計	1,306,200	964,728	165,285	411	15,720
1年以下	160,980	149,924	7,938	38	—
1年超3年以下	77,712	37,650	40,050	10	—
3年超5年以下	93,951	51,804	42,068	77	—
5年超7年以下	108,970	82,827	25,961	181	—
7年超10年以下	95,958	78,102	17,820	35	—
10年超	593,339	561,826	31,445	68	—
期間の定めのないもの	175,287	2,592	—	—	—
残存期間別合計	1,306,200	964,728	165,285	411	—

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、自己資本比率告示第71条の規定に該当するエクスポージャーまたは、引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーです。

(単体)

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)1.
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ 取引	
国内	1,325,440	965,933	135,492	128	2,222
海外	—	—	—	—	—
地域別合計	1,325,440	965,933	135,492	128	2,222
製造業	43,509	42,405	1,104	—	175
農業、林業	1,275	1,225	50	—	3
漁業	455	455	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	210	210	—	—	—
建設業	45,415	45,165	250	—	313
電気・ガス・熱供給・水道業	2,188	2,188	—	—	—
情報通信業	2,434	2,434	—	—	—
運輸業、郵便業	11,926	10,125	1,800	—	83
卸売業、小売業	53,714	52,913	800	—	113
金融業、保険業	26,566	19,595	3,398	128	—
不動産業、物品賃貸業	60,746	60,696	50	—	196
宿泊業、飲食サービス業	14,697	14,237	460	—	131
学術研究、専門・技術サービス業	9,931	9,680	250	—	1
生活関連サービス業、娯楽業	7,192	7,192	—	—	—
教育、学習支援業	3,319	3,319	—	—	—
医療、福祉	56,140	56,140	—	—	127
サービス業	17,447	17,397	50	—	10
地方公共団体	306,301	179,023	127,277	—	—
その他	661,966	441,525	—	0	1,065
業種別合計	1,325,440	965,933	135,492	128	2,222
1年以下	155,671	143,493	8,719	13	—
1年超3年以下	50,879	32,304	18,559	15	—
3年超5年以下	86,032	50,754	35,277	—	—
5年超7年以下	115,029	85,269	29,730	30	—
7年超10年以下	93,351	84,970	8,369	11	—
10年超	596,361	561,467	34,836	58	—
期間の定めのないもの	228,114	7,672	—	—	—
残存期間別合計	1,325,440	965,933	135,492	128	—

(単位:百万円)

区 分	令和7年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				延滞 エクスポージャー (注)2.
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ 取引	
国内	1,305,535	973,804	165,285	411	15,720
海外	—	—	—	—	—
地域別合計	1,305,535	973,804	165,285	411	15,720
製造業	40,295	37,676	1,090	—	1,523
農業、林業	1,220	1,140	50	—	29
漁業	410	409	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	186	186	—	—	—
建設業	45,567	44,269	200	—	1,098
電気・ガス・熱供給・水道業	3,102	2,571	503	—	26
情報通信業	2,746	2,226	502	—	17
運輸業、郵便業	10,636	9,091	1,300	—	244
卸売業、小売業	51,455	48,490	750	—	2,183
金融業、保険業	47,617	28,129	15,616	385	8
不動産業、物品賃貸業	65,184	63,482	999	—	702
宿泊業、飲食サービス業	14,718	13,534	460	—	723
学術研究、専門・技術サービス業	9,245	8,871	250	—	123
生活関連サービス業、娯楽業	7,026	6,420	—	—	606
教育、学習支援業	3,559	3,454	—	—	105
医療、福祉	55,579	54,797	—	—	782
サービス業	17,890	17,628	50	—	211
地方公共団体	326,484	182,973	143,510	—	—
その他	602,609	448,452	—	25	7,331
業種別合計	1,305,535	973,804	165,285	411	15,720
1年以下	161,281	150,225	7,938	38	—
1年超3年以下	79,626	39,564	40,050	10	—
3年超5年以下	99,101	56,954	42,068	77	—
5年超7年以下	110,603	84,459	25,961	181	—
7年超10年以下	96,036	78,180	17,820	35	—
10年超	593,339	561,826	31,445	68	—
期間の定めのないもの	165,546	2,592	—	—	—
残存期間別合計	1,305,535	973,804	165,285	411	—

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、自己資本比率告示第71条の規定に該当するエクスポージャーまたは、引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ア. 期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期						令和7年3月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期中 増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増減額	期末 残高
一般貸倒引当金	407	50	457	397	46	443	457	45	502	443	42	486
個別貸倒引当金	3,902	△ 1,220	2,682	3,867	△ 1,210	2,656	2,682	292	2,974	2,656	291	2,947
合計	4,309	△ 1,170	3,139	4,264	△ 1,164	3,100	3,139	337	3,477	3,100	333	3,434

イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期						令和7年3月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期中 増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増減額	期末 残高
国内	3,902	△ 1,220	2,682	3,867	△ 1,210	2,656	2,682	292	2,974	2,656	291	2,947
海外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	3,902	△ 1,220	2,682	3,867	△ 1,210	2,656	2,682	292	2,974	2,656	291	2,947
製造業	769	△ 275	493	769	△ 275	493	493	82	575	493	82	575
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	25	25	-	25	25
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	396	△ 68	328	396	△ 68	328	328	7	335	328	7	335
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	10	△ 10	-	10	△ 10	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	383	△ 283	100	383	△ 283	100	100	△ 19	81	100	△ 19	81
卸売業、小売業	506	△ 187	318	506	△ 187	318	318	△ 38	279	318	△ 38	279
金融業、保険業	5	△ 0	5	5	△ 0	5	5	△ 1	4	5	△ 1	4
不動産業、物品賃貸業	169	10	180	169	10	180	180	20	201	180	20	201
宿泊業、飲食サービス業	226	△ 32	194	226	△ 32	194	194	76	270	194	76	270
学術研究、専門・技術サービス業	536	△ 533	3	536	△ 533	3	3	△ 0	2	3	△ 0	2
生活関連サービス業、娯楽業	38	103	142	38	103	142	142	30	172	142	30	172
教育、学習支援業	-	27	27	-	27	27	27	8	35	27	8	35
医療、福祉	76	30	106	76	30	106	106	134	241	106	134	241
サービス業	61	△ 22	39	61	△ 22	39	39	0	39	39	0	39
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	721	21	742	686	31	717	742	△ 33	708	717	△ 34	682
業種別合計	3,902	△ 1,220	2,682	3,867	△ 1,210	2,656	2,682	292	2,974	2,656	291	2,947

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
製造業	4	4	0	0
農業、林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	29	29
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	1	1	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	0	0	-	-
宿泊業、飲食サービス業	21	21	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	49	49
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-
サービス業	9	9	-	-
地方公共団体	-	-	-	-
その他	8	8	15	15
合計	45	45	95	95

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額(注1)

(単位:百万円)

区 分(注2)	令和6年3月期			
	(連結)		(単体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	574,581	—	574,581
10%	6,430	23,576	6,430	23,576
20%	8,796	1,998	8,796	1,998
35%	—	178,329	—	178,329
50%	12,055	1,240	12,055	1,240
75%	100	340,797	100	340,797
100%	1,178	155,677	1,178	155,204
150%	—	654	—	654
250%	—	3,454	—	3,473
1250%	—	—	—	—
合計	28,560	1,280,310	28,560	1,279,855

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第55条から第76条まで及び第77条の2の規定に該当するエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(連結)

(単位:百万円)

資産クラス	令和7年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
現金	21,270	—	21,270	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	278,759	—	278,759	—	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	151,096	—	150,920	—	—	0.00%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,699	—	1,699	—	99	5.88%
我が国の政府関係機関向け	7,650	—	7,650	—	33	0.44%
地方三公社向け	41	—	41	—	—	0.00%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,699	986	22,699	986	3,266	13.79%
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,596	—	5,596	—	1,330	23.77%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	115,401	25,240	109,688	1,227	90,367	81.47%
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	99,141	166,822	90,350	1,967	67,697	73.33%
うちトランザクター向け	—	12,283	—	1,227	514	41.90%
不動産関連向け	471,992	—	470,659	—	225,279	47.86%
うち自己居住用不動産等向け	458,671	—	458,021	—	213,482	46.61%
うち賃貸用不動産向け	4,351	—	4,166	—	2,950	70.82%
うち事業用不動産関連向け	8,969	—	8,471	—	8,846	104.43%
うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
うちADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,788	205	2,717	170	3,158	109.37%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,532	—	6,529	—	6,391	97.89%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	76,160	—	76,160	—	3,106	4.08%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,630	—	4,630	—	4,630	100.00%
合計	1,259,864	193,254	1,243,778	4,350	404,032	32.37%

(注) 令和7年3月期より開示しています。

(単体)

(単位:百万円)

資産クラス	令和7年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ ウェイトの 加重平均値
	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
現金	21,270	—	21,270	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	278,759	—	278,759	—	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	151,096	—	150,920	—	—	0.00%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,699	—	1,699	—	99	5.88%
我が国の政府関係機関向け	7,650	—	7,650	—	33	0.44%
地方三公社向け	41	—	41	—	—	0.00%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,699	986	22,699	986	3,266	13.79%
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,596	—	5,596	—	1,330	23.77%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	124,477	25,240	118,765	1,227	98,082	81.74%
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	99,141	166,822	90,350	1,967	67,697	73.33%
うちトランザクター向け	—	12,283	—	1,227	514	41.90%
不動産関連向け	471,992	—	470,659	—	225,279	47.86%
うち自己居住用不動産等向け	458,671	—	458,021	—	213,482	46.61%
うち賃貸用不動産向け	4,351	—	4,166	—	2,950	70.82%
うち事業用不動産関連向け	8,969	—	8,471	—	8,846	104.43%
うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
うちADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,788	205	2,717	170	3,158	109.37%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,532	—	6,529	—	6,391	97.89%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	76,160	—	76,160	—	3,106	4.08%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,705	—	4,705	—	4,705	100.00%
合計	1,269,016	193,254	1,252,929	4,350	411,822	32.76%

(注) 令和7年3月期より開示しています。

- (6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第55条から第76条まで及び第77条の2の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(連結)

(単位:百万円)

資産クラス	令和7年3月期						
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)						
リスクウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	278,759	—	—	—	—	—	278,759
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	150,920	—	—	—	—	—	150,920
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	700	998	—	—	—	—	1,699
我が国の政府関係機関向け	7,313	336	—	—	—	—	7,650
地方三公社向け	41	—	—	—	—	—	41
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,457	10,114	4,014	98	—	—	23,685
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	98	4,357	8,342	1,575	—	82,722	110,915
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	60	1,564	1,075	4,766	81,358	3,493	92,317
不動産関連向け、うち自己居住用不動産等向け	5,426	42,186	22,682	80,994	73,637	96,978	458,021
不動産関連向け、うち賃貸用不動産向け	552	360	828	218	837	1,172	4,166
不動産関連向け、うち事業用不動産関連向け	1,056	1,545	—	5,220	648	—	8,471
不動産関連向け、うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け、うちADC向け	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	168	536	25	797	1,360	2,888
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	147	0	9	—	6,372	—	6,529
現金	21,270	—	—	—	—	—	21,270
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	45,099	31,061	—	—	—	—	76,160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 令和7年3月期より開示しています。

2. 経過措置適用後のリスクウェイトの区分に応じた額を記載しています。

(単体)

(単位:百万円)

		令和7年3月期										
		資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）										
資産クラス	リスクウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け		278,759	－	－	－	－	－	278,759				
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－	－				
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－	－				
		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の地方公共団体向け		150,920	－	－	－	－	－	－	150,920			
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－	－	－	－	－	－			
地方公共団体金融機構向け		700	998	－	－	－	－	－	1,699			
我が国の政府関係機関向け		7,313	336	－	－	－	－	－	7,650			
地方三公社向け		41	－	－	－	－	－	－	41			
		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－	－	－			
		0%	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		9,457	10,114	4,014	98	－	－	－	－	－	23,685	
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計		
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－	－	－	－		
		10%	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		98	4,357	8,342	1,575	－	91,798	13,819	－	－	－	119,992
		100%	150%	250%	400%	その他	合計					
劣後債権及びその他資本性証券等		－	－	－	－	－	－	－	－	－		
株式等		4,705	－	－	－	－	－	－	－	4,705		
		10%	20%	45%	50%	75%	100%	その他	合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け		60	1,564	1,075	4,766	81,358	3,493	－	92,317			
		10%	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け、うち自己居住用不動産等向け		5,426	42,186	22,682	80,994	73,637	96,978	109,926	26,187	－	458,021	
		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け、うち賃貸用不動産向け		552	360	828	218	837	1,172	196	－	4,166		
		70%	90%	110%	150%	その他	合計					
不動産関連向け、うち事業用不動産関連向け		1,056	1,545	5,220	648	－	8,471					
		60%	その他	合計								
不動産関連向け、うちその他不動産関連向け		－	－	－								
		110%	150%	その他	合計							
不動産関連向け、うちADC向け		－	－	－	－							
		10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		－	168	536	25	797	1,360	－	2,888			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		147	0	9	－	6,372	－	－	6,529			
		0%	10%	20%	その他	合計						
現金		21,270	－	－	－	21,270						
取立未済手形		－	－	－	－	－						
信用保証協会等による保証付		45,099	31,061	－	－	76,160						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－						

(注) 1. 令和7年3月期より開示しています。

2. 経過措置適用後のリスクウェイトの区分に応じた額を記載しています。

(7) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第55条から第76条まで及び第77条の2の規定に該当するエクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(連結)

(単位:百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和7年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
40%未満	719,620	174,767	0.70	718,689
40%～70%	295,911	13,604	13.30	297,474
75%	116,284	4,465	20.85	109,985
80%	—	—	—	—
85%	87,512	22	98.89	82,722
90%～100%	31,581	203	95.41	30,657
105%～130%	6,856	—	—	6,393
150%	2,097	190	88.65	2,205
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,259,864	193,254	2.25	1,248,129

(注) 令和7年3月期より開示しています。

(単体)

(単位:百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和7年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
40%未満	719,620	174,767	0.70	718,689
40%～70%	295,911	13,604	13.30	297,474
75%	116,284	4,465	20.85	109,985
80%	—	—	—	—
85%	96,589	22	98.89	91,798
90%～100%	31,656	203	95.41	30,732
105%～130%	6,856	—	—	6,393
150%	2,097	190	88.65	2,205
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,269,016	193,254	2.25	1,257,280

(注) 令和7年3月期より開示しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(注)

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
適格金融資産担保	9,819	9,819	9,622	9,622
現金及び自行預金	9,647	9,647	9,443	9,443
適格債券	—	—	—	—
適格株式	171	171	179	179
適格保証、適格クレジット・デリバティブ	30,661	30,661	30,621	30,621
適格保証	30,661	30,661	30,621	30,621

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額(注)

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
派生商品取引	11	11	71	71
外国為替関連取引	11	11	28	28
金利関連取引	—	—	35	35
クレジット・デリバティブ取引	—	—	7	7

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額(注1)

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期				令和7年3月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	担保による信用リスク削減 効果勘案前	担保による信用リスク削減 効果勘案後	担保による信用リスク削減 効果勘案前	担保による信用リスク削減 効果勘案後	担保による信用リスク削減 効果勘案前	担保による信用リスク削減 効果勘案後	担保による信用リスク削減 効果勘案前	担保による信用リスク削減 効果勘案後
派生商品取引(注2)	128	128	128	128	411	411	411	411
外国為替関連取引	13	13	13	13	38	38	38	38
金利関連取引	114	114	114	114	134	134	134	134
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	238	238	238	238

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。
2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

区 分		令和6年3月期		令和7年3月期	
		(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—	1,814	1,814
	プロテクションの提供	—	—	1,000	1,000

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結)貸借対照表計上額(時価)、評価損益

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期				令和7年3月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	貸借対照表 計上額	評価損益	貸借対照表 計上額	評価損益	貸借対照表 計上額	評価損益	貸借対照表 計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	15,379	10,823	15,379	10,823	14,831	10,247	14,831	10,247
上記に該当しない出資等又は株式等	45	—	120	—	45	—	120	—
合計	15,425	10,823	15,500	10,823	14,877	10,247	14,952	10,247

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
売却による損益額	1	1	120	120
償却による損益額	—	—	—	—
合計	1	1	120	120

(3) (連結)貸借対照表及び(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
ルック・スルー方式(注1)	1,688	1,687	1,731	1,731
マンドート方式(注2)	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)(注3)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(注4)	—	—	—	—
合計	1,688	1,687	1,731	1,731

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引(以下「裏付けとなる資産等」という。))」を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、(注)1が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注)1及び2が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク				
項番		イ	ロ	ハ
		△EVE		△NII
		令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
1	上方パラレルシフト	1,704	1,840	427
2	下方パラレルシフト	0	0	4,789
3	スティープ化	5,031	5,885	
4	フラット化			
5	短期金利上昇			
6	短期金利低下			
7	最大値	5,031	5,885	4,789
		ホ		ヘ
		令和7年3月期		令和6年3月期
8	自己資本の額	41,578		40,349